

社会調整論

—「集団間関係」の考察—

山田敬道

はじめに

私はかつて社会多元説、とくにマッキンバーの所論を批判的に考察しながら、アッシュェーションとしての国家の問題に言及したが、それは国家の集団的特質をその目的（＝機能）から究明しようとする試みにほかならなかったのである。ところで国家機能の分析は必然的に社会調整 social Coordination の問題と、根本的な点において密接不可分に関連してくることを、そこで指摘したが、この点についてのくわしい論究は後日に譲られておいたのである。それゆえ、ここでは先に考察した「マッキンバーの国家理論」（人文社会・二三号・拙稿）の続篇として、社会調整の基本問題をとりあげた次第である。

一

そもそも、諸多の集団から成り立つ社会は、これら集団の調整を必然的なものとするは原理であるといつてよい。

しかも現代社会はきわめて顕著な特質として多集団社会 *the multi-group society* であるといえる。したがって多集団社会としての現代社会において、社会調整の問題はきわめて重要な意味をもつのであって、あたかも一つの巨大集団内にあって、その構成者である個人が該集団の存立と発展のため、ある種の規制作用をうけなければならないのと相似ている。前者は社会調整を集団の次元において、後者は個人の次元において、とらえているわけである。ここでとりあげようとするは前者、すなわち集団的次元における社会調整を意味する。ところで、いうまでもなく、現代社会はA基礎集団としての民族VとA機能集団としての国家Vを両軸とする国民社会であるが、この巨大な国民社会は人間社会の最高発展であるとともに、最高度の分化を招来している社会である。社会の発展はその規模を民族集団にまで拡大させ、社会の分化は無数ともいふべき機能集団を出現させたのである。このような社会の「発展と分化」の背後には、人間のもつ社会価値の分化 \parallel 多元化が存する。多元化した社会価値の実現をめざして、人々が各種各様の組織体を形成することを意味するからである。かく巨大且錯雑した現代社会は、まことに、圧倒的多数の集団の並存する社会であるが、これら集団がどのように調整されるかは、社会の存立そのものにとって決定的意義をもつであろう。さて、われわれはかく分化して止まない社会価値（したがって、それらを実現するための組織体としての機能集団）の間に、「分裂と相剋」、「共存と協調」、そして「支配と服従」など、さまざまな関係の存在するを目撃する。例えば、政治・経済・学術・思想・芸術・スポーツ等の諸価値間の関係が分裂と相剋とまでいかなくとも、相互に矛盾撞着したり、一方が他方に介入するばあいを経験する。このような具体的な事実をみるにつけても社会調整の緊要性もさりながら、そのむずかしさを痛感せざるをえないわけである。

ところで社会調整の考察は、まづ、各種集団の形態分類の確立を必要とする。すなわち諸多の集団がそれぞれ自己の真正な特質によって分類されることが先要条件をなすわけである。さもなければ、集団調整の問題を云々するに由

ないわけである。とはいえ、集団の分類学は社会学の根本問題でありながら、きわめてむずかしい課題であって、これに関する所論も多岐をきわめているが、そのなかでも、かなり妥当な、したがって、その限りにおいて、少なからず成功しているものとして社会多元説の立場をあげることができる。いうまでもなく、社会多元説においてはコミュニティ（基礎集団）とアソシエーション（機能集団）が基本概念をなすが、ここにおいては、とくにアソシエーションが注目されねばならない。なぜならば、コミュニティは漸次的拡大はあっても分化とはいえず、敢ていうならば同質的分化ともいうべきであって、いかなる意味においても多元化の現象ではないからである。すなわち、コミュニティは同質分化としての漸次的拡大作用をなすにとどまり、しかも、その作用さえコミュニティの本性上限界がある。したがって、多集団社会としての現代社会を彩る諸多集団は、その核心がアソシエーションにあるとしなければならぬ。アソシエーションは分化し・多元化する。しかも、その過程たるや原理的にいって、無限であるというも過言でない。「人間活動の多くの目的は不変であり、また、不変であるにちがいないにしても、すべての目的の到達方法は変る」⁽¹⁾がゆえに、アソシエーションの分化は無限に進行することになる。したがって、集団の形態的分類の焦点はアソシエーションの分類にあるといつてよいわけである。ところで、さきにふれたように、社会調整の問題は、「集団間関係」⁽²⁾の問題として、 \wedge 諸多の集団間の調整作用 \vee であるが、その第一歩として群立する集団（アソシエーション）⁽³⁾の分類を試み、単にそれらを機械的に平面的に羅列することに終始することなく、一つの基本原則によって分類し、それぞれの特質を発見する必要にせまられるわけであるが、この作業に対し社会多元説はかなり成功しているといつてよいであろう。

それは一つの原則（主観的側面としての意志と客観的側面としての関心—これから結果する機能—機能の原則）によって、集団すなわちアソシエーションをを分類する。いまその代表ともいふべきマッキーバーの所説をかえりみたい。彼の分

類でまづ気付くことは、分類基準をアソシエーションのもつ意味内容Ⅱ関心(それを追求する過程に着目すれば機能となる)によっている点である。「究極的 ultimate と派生的 derivative」⁽⁴⁾「第一次的 primary と第二次的 secondary」あるいは「文化的 cultural と文明的 civilizational」⁽⁵⁾と称する二分法は、関心の内容からの規定であって、前者に該当する関心は、「それ自体の価値 values in themselves」であり、後者は「手段としての価値 means-values」である。

われわれが、例えば、政治・経済・宗教・学術・文学・スポーツのごとき諸社会的価値を云々するとき、それらは前者Ⅱ「目的—価値」か、後者Ⅱ「手段—価値」か、そのいづれかに編入されるわけであるから、それらを追求するアソシエーションも同じ原則によって分類されることを意味するわけである。しこうしてこのばあい、とくに注意されなければならない点は、人間の目的(社会価値)がかなり恒常的なものであるから入りますます分化し・多元化するアソシエーションは、格別に後者の部類(手段—価値)に入るアソシエーションであるということである。それはともかくとして、これらアソシエーションは「内在的関心 intrinsic interest」をもって自己の存在理由としていている点を感じるならば、それらが第一次的(究極的あるいは文化的)であれ、第二次的(派生的あるいは文明的)であれ、両者に甲乙の懸隔は存しないといわねばならない。ところが、もし、これらが「外在的 extrinsic interest」にもとづくばあいはどうであろうか。それらはかならず、なんらかの意味における優越性にもとづくがゆえに、つねに△比較▽をもつてのみ満足するのであるから、そのような優越性に立脚する外在的関心を基盤とするアソシエーションは存在しそうであつて、実際は存在しないのである。すなわち、その充足が、「比較を通してでなく、直接にもとめられる利益を直接に享受することに存する関心(すなわち内在的関心)と區別される」⁽⁶⁾からであつて、それ自身のうちに存立のための実質性を欠如するため、せいぜい派閥形態のごとき潜在的存在にとどまるといわねばならない。したが

つてアンシエーションを云々するとき該名詞によつて意味されるものは、内在的関心を基底とするものを指示していることはいうまでもない。

つきに参考のため、その分類表をかかげる。A表とB表を対照させたのは、「目的―価値」と「手段―価値」の一層の理解のためである。

A

I 究極的関心

A 一般的関心

B 特殊の関心

(一) 肉体的性質を根元的にあらわす関心

(a) 性的なもの

(b) 非性的なもの

衣食住の関心

(二) 心理的性質を根元的にあらわす関心

(a) 科学的、教育的、哲学的関心

(b) 芸術的、宗教的関心

(c) 権力、威信にむけての関心

II 派生的関心

(一) 経済的関心

(二) 政治的関心

(a) 自治的関心

(b) 団体的関心

(c) 特殊の関心

B

I 第一次(文化)的関心

(a) 社交に関するもの

(b) 健康と娯楽に関するもの

(c) 性と生殖に関するもの

(d) 宗教に関するもの

(e) 美的なものに関するもの

(f) 科学と哲学に関するもの

II 中間的関心

教育的関心

III 第二次(文明)的関心

(a) 経済的関心

(b) 政治的関心

(c) 技術的関心

A.I.A., 1952, p.447. からそれぞれ要約してかかげた。もって、社会多元説すなわち、関心説の分類の一斑を窺うことができよう。これら諸関心にそれぞれアソシエーションが相對応する。さきにもふれたように、関心にして「内在的関心」にぞくするものである以上、これら諸関心は同列にあることは当然であって、したがって、これら諸関心に対応するアソシエーションもまた相互に同列の關係に立つわけであって、アソシエーションはその本性上相互の關係において同位概念であるとせねばならない。そのことが社会の「多元化」の意義であるといつてよいであらう。けれども、このばあい次の疑問が残る。すなわち、もし、関心をその内容からのみ類別するにとどまるならば、例えば政治的関心についていえば、△国家▽と△政党▽が同列に並ぶことにならう。経済的関心についても然り、例えば、△企業体▽と△組合▽が同列に配置されることになる。けれども国家と政党はおなじく「政治」集団として、相互に共通のものをもちながらも存在の實質条件は非常にことなる。企業と組合についても同じことがいえよう。このようにみてるならば、内容的観点からのみの関心分類は平板的なものに終ることは必然である。このような反省があつてのことであるうか。同じく多元説に立つユール（彼のギルド・ソシアリスト時代における）の分類の仕方は、かならずしもその内容にのみこだわるものでなく、それ以外からのアプローナをも企図する点において、今日でもその意義を失うものではない。⁽⁷⁾ ユールは関心を、したがって、アソシエーションの諸形態を分類するために二つの原則——△関心の内容▽ the content of their respective interests と△関心の作用の仕方▽ their method of operation ——を設定した。⁽⁸⁾ 前者の観点にたつアソシエーションは administrative association とつてよく、直接「特殊の意見の擁護」に係るのでなくして、「なされるべき仕事の実行」に關係するものである。（政治的アソシエーションについては、国家がこれに相當する。経済的なそれについては、企業体がこれに當る）。これに反し、後者のカテゴリーにたてば Propagandist association となり、それは「なされるべき仕事のため」というより、なされるべき仕事が「ある特殊の方法（仕方）におい

てなざるべきことを擁護する」ためにつくられたものである。(政治的なそれについていえば政党、経済的なものとして組合などあげられる)。このような見地から、前者をもって第一次的アソシエーション、後者をもって第二次的アソシエーションとした。

その意味は、前者なくしては後者は存立できず、前者に対し自己の堅持する特殊の仕方の採用されることを主張する存在であるかぎりにおいて、後者は第二次的なのである。したがって、マッキーパーのいうA第一次的と第二次的VとユールというA第一次的と第二次的Vとはその意味がちがう。マッキーパーは「関心の内容」そのものから二分した(第一次的—目的価値と第二次的—手段価値に)が、ユールは「関心の内容」と「関心の作用の仕方」から二分したのである。このようにユールの分類はかなり積極的具体性をつけることが注目される。かくしてわれわれは現実の集団(すなわちアソシエーション)の存在形態を分類するにさいし、マッキーパーの方法とユール的方法とを別個無縁のものとせず、むしろ二つを交錯させることによって分類作業は完了するのではあるまいか。したがって多集団社会としての現代社会は、諸多の集団IIアソシエーションによって充滿されている社会であるが、それら集団はこれまでのベてきた四つの基準によって、立体的に範疇化できることを指摘したのである(具体的分類の図式については、ここでふれる余裕がない)。ところで、これらアソシエーションによる関心の追求が、相互に他の関心の追求にとつて、「助力となる」か、あるいは、「妨害となる」か、そのいずれかに帰着するわけである(そのありようはさまざまであるが、端的にいつて)。さらに「社会調整」をもって「集団間関係」の問題として集団間相互の調整作用であるといったが、いまや、それは、アソシエーション間の調整がいかんにして可能か、もし可能とすればその条件はなにかなどの究明にほかならないわけである。すなわち、多元社会としての現代社会を決定的に特質づける集団はアソシエーションである事実を鑑み、アソシエーションの調整問題を考察の焦点にすえるわけである。もちろん集団はアソシエ

シヨニにかぎらない。コミュニティもある。また、これら二つのいづれにも包含しえない「グループ」形態もあるわけであるから、これらを見無視し、軽視したりするのは明かに不当である。したがってアンシエーションの調整作用を第二義的にとりあつかうといつても、所論の展開に応じアンシエーション以外の集団に随伴する諸問題にもふれることなるべし。

- (1) R.M. Macker, *Community*, 1920, p. 334.
- (2) " , *The More Perfect Union*, '48.
" , *Group Relations and Group Antagonism*, '51.
" , *Integrity and Compromise*, '57.
- Dean & Rosen, *A Manual of Intergroup Relations*, '56.
- M. Sherif & C.W. Sherif, *Groups in Harmony and Tension*, '53.
- (3) 一巻ノ下
E. S. Bogardus, *Sociology*, '54.
- (4) R. M. Macker, *Community*, pp. 111—116.
" , *The Elements of Social Science*, '56 pp. 64—72.
- (5) Macker & Page, *Sociology*, A.I.A., '52 pp. 446—449.
- (6) " , *The Elements of S.S.*, p. 72. 邦訳117頁
- (7) G.D.H. Cole, *Social Theory*, '20.
- (8) *Ibid.*, pp. 72—75.

II

多集団社会における集団「すなわち、アンシエーション」は、かくして独自の性格と役割をもつは原理である。それはあ

だかも現代社会が分業を原理とする社会であるがゆえに、社会労働参加のため諸個人が自己の機能を特殊化し、専門化させているのに相匹敵する。諸多アソシエーションの出現は、アソシエーションの専門化にほかならない。かくして「専門」集団としてのアソシエーションが輩出する。個人的次元にたてば、その調整原理は「適所」Vとなる。一「適材」が「適所」におかれることによって、個人が自己の能力を十全に発揮できるとともに、かかる個人を包含する社会も活力に富んだ存在となるは当然であろう。個人の完全な「専門化」V specialization と完全な「相互依存」V interdependence が両立することになる。(とはいえ現代社会において、分業の原理「適材適所主義」——これの確立そのものが困難である——によってのみ現代人が個人として安住をえているといえない。これに伴う諸問題はやや悲観的に論ぜられるのがむしろ通例であるまいか。近代社会論や大衆社会論は直接・間接にせよ、これにふれているといつてよいであろう。けれども、人間能力の特殊化—分業化—による社会連帯の原理は「適材適所」V以多に考えられないのであって、これによって個人は個人的次元において社会調整をうけているといつてよいわけである)。

しからば、「専門」集団としてのアソシエーションは、いかなるプリンブルによって調整されるであろうか。この問題は個人的次元におけるばあいに劣らず、否、それ以上に複雑である。アソシエーション対アソシエーションの在り方は錯雑をきわめている。協調もすれば競争もあろう。もちろん斗争もあるし、相互による不当介入や支配もある。同じく多元化するアソシエーションのなかでも、とくに「目的の到達の方法」にむけてのアソシエーション(「マッキーパー」の第二次関心に対応するもの)が多元化の速度が早いわけであるが、このなかには、「関心の作用の仕方」に係るアソシエーション(「コール」における第二次的アソシエーション、すなわち、プロパガンデリスト・アソシエーション)が必然的に含まれるから、多元化に伴うアソシエーションの諸関係はますます複雑な様態を示すようになるは当然であるといわねばならない。政治と宗教、宗教と学術、政治と経済など諸価値間にみられる対立・相剋、

一方的介入、不当弾圧など、幾世紀にわたる歴史的過程を彩った集団対立の諸相であり、また、現実の対立関係でもあるわけである。否、眠前の対立関係こそ重大関心事なのであって、政治・経済・宗教・学術・スポーツなどの価値間の対立関係は、それが深刻であるとともにきわめて錯綜化していることはプロパガンディスト・アソシエーションの発生によって当然考えられるところである。現代社会は多くのアソシエーションを創出したが、そのなかでもとくに相対立するアソシエーションを多数うみだし、それに公然の場をあたえていることを注目しなければならないのである。

かく、現実の集団存在の諸相は変幻きわまりない様相を呈していることが明かになったわけであるが、とはいえ、どのみち、社会は諸アソシエーションが相対立し、抗争しながらも、その底部に、ある共同性（結合性）が存しなければ、その統一も存在も失われることあだかも一つの集団内における個人対個人の関係と全く変りがないのである。しからは、アソシエーションが調整される原則如何。「あらゆる条件の下において、集団対集団の差別待遇はコミュニティの福祉にとって有害である。差別待遇をうける集団は、社会的均衡を阻まれ、能力の発現を妨げられて、歪められるか、または、挫折されることになり、暗黙のうちに、または、公然と支配集団に対する憎悪をいだき、そうでなければ建設的な奉仕にささげられたかも知れないエネルギーが無益な斗争に流用され消耗される」⁽¹⁾のであるが、かかる矛盾と無益さから脱脚する方法は、「集団関係における――単に法的平等のみでなく――機会の均等の方向への漸次的な再調整以外にはないのである。この再調整は習慣や伝統の放棄、禁忌の破壊、各集団が他集団について抱く歪められた影像の作り直し、および差別待遇や偏見を刺戟する偏狭な関心や恐怖や誇示は共同利益に反し、かつ、しばしば無意味乃至は無益だといふことの承認などを必要とするから、その達成は社会教育の骨の折れる、しこうして、概して緩慢な過程を経過する外はない」⁽²⁾というは原則的に承認されてよいであろう。すなわち、いかなる社会事象も帰着

するとこの個人としてのわれわれの賢愚如何にかかるのであって、これを究極的に左右するものは個人の叡智そのものだからである。このように、さきあげた立言は否定すべくもない原則であろうが、われわれはさらに立ち入って「調整の可能性」並にその必須条件をアソシエーションのものにそくして検討する必要がある。原則的可能性に対し、具体的な対案を提唱する必要があるわけである。

ところでこの点について、マッキンバーはかなり明白な説明をあたえているように考えられる。(3) 彼によるとつぎの通りである。アソシエーションはすべて特殊な、それゆえ、専門的な人間の組織体であるから、「すべての形式のアソシエーションは、どれも、自己特有の地位と特質 distinctive place and character をもつこと、それゆえ、いかなるアソシエーションにとつて代られても社会的損失をまぬがれない」(4) 底のものでなければならず、また、かくなるようにつとめねばならぬということである。ここにおいてはアソシエーションが、なにが自己にとつて本質的でありなかに偶有的なものかの識別をなすべしとの要請がなされているわけである。一体、大きいアソシエーションは、いずれも、自己特有の紐帯をもつてコミュニティの一切の紐帯たらしめようとしてきたのであって、一般的にいえば、原始社会にあつては血縁集団がそれであり、時として、宗教が支配的紐帯であつたことなどその例證となる。このことは、一つの社会的要因がコミュニティの範圍そのものを決定づけようとするものであつて、あだかも一つのアソシエーションが自己の単一原則をもつて、一切のアソシエーションの基準たらしめんとするにほかならない。このような現象は社会関係の自発性と主動性の抑圧を結果するのであつて、社会的統一という誤つた概念の名のもとに社会関係の——したがつて社会生活の——多側面性をふみにじるものであるといわなければならぬ。してみればアソシエーションがそれぞれ自己の真正な特質の発見をなすは、単にアソシエーションにとつてのみならず、社会の存在そのものにとつても第一義的な重要性をもつものである。かくして、「各々の種類のアソシエーションが単一の妥当な型

の関心に専念すればするほど、それがコミュニティになすサービスがそれだけ大きなものになる⁽⁵⁾ということである。このことは、アソシエーションの本質性としての「専門性」からの当然の帰結である。例えば、あるアソシエーションからの排除作用が、該アソシエーションの本質（すなわち、その真正な機能）と全く無関係な条件によって規定される（例、性・宗教・人種・富のごとき）においては、莫大な社会的損失を敢ておかしているといわなければならない。そもそも、ある特殊の関心を追求するための組織体であるべきアソシエーションが、それ以外の関心を自己に結合させるとすれば、それ自体誤りを犯しているわけである。政治の、経済の、学術の、芸術の、血縁の………のアソシエーションはそれぞれ他のなものも遂行できぬ固有の「価値と機能」を所有するものである。アソシエーションにして、いやしくも存立せんとするならば、まづ、かかる固有の機能をもって、その存在理由としなければならないのである。

近代以前においては、教団やギルド——それらはアソシエーション（中世的）なにほかならない——などは、いずれも複合的であり、相互侵略的であった。国家も教団も自己の領域に限界をおかず、ギルドも経済的関心に劣らず、政治的・社会的関心のゴタマゼであったといっても過言ではないであろう。それゆえ、単一の関心を追求しないで、むしろ相競争する目標の矛盾と分裂のうちに埋没してしまつたのである。本質的に統一されぬ諸関心を追求するアソシエーションは、結局、このような矛盾と分裂のうちに自己瓦解をするか、あるいは、活力なき形骸的存在になるか、そのいずれかに帰するであろう。これに、対し、現代社会におけるアソシエーションは、すべて一個の（分裂せざる）関心を追求する。その成員は彼等がその関心を共有するがゆえにのみ成員なのである。もっとも、このような事實は、コミュニティの範囲が狭少なればなるほど不可能である。すなわち、狭少なコミュニティは、人々のもつ関心を単純且純粹にすることを拒否する。したがって、近代社会、しかもその先端に立つ現代社会において、はじめて、アソシ

エーションは十全なる自己の本性を開花させうるわけである。そこにおいては、アソシエーションは、例えば、地方・階級・国家のごとき偶発的限界を超えて拡大するとともに、自身をより純粋な形式に到達させることとなる。アソシエーションの追求する関心がいよいよ特殊的にして明析なものとなるわけである。教会が真理を支配しようとした。国家が教義の問題や監理を規制しようとした。このような事實は、それらアソシエーションが自己の限界を知ろうとせず、自己固有のものたるべき関心にそれ以外の関心を結合させようとする危険な営みであった。そこにあるものは大きい社会的損失だけであった。ともあれ、それぞれのアソシエーションが自己固有の価値と役割を所有し独自の機能を發揮するようになれば、少くともこれらアソシエーションの間に甲乙の差は存しない。それらアソシエーションのコミュニティにおけるサービスの仕方はことなつたものになる。それゆえ例えば、家族（多元論によれば家族はアソシエーションである）が、社会生活の根元的造形並に人間幸福のもつとも根元的条件に対し基本的重要性をもつとしても、そのゆえをもってアソシエーションの例外たりえないのである。すなわち、アソシエーションの同位性は失われてならないのである。というのは、他のアソシエーションもまた各自独得であつて他者もちえぬ底の地位を保有するがゆえである。

かくして、「さまざまに相異なるアソシエーションはコミュニティ内部にあつて、優劣関係 hierarchy を形成しないで、国家という組織のもとに同位の系列をなす⁽⁶⁾」ということになる。アソシエーションはすべて同列的存在である。アソシエーションは本質的に同位概念である。ところで、いま、国家という組織のもとに云々とのべたが、これを一瞥したばあい、同列にあるアソシエーションでありながら国家はこの原則に対する例外のごとき観を呈する。あだかも国家のみは同列関係にあるアソシエーションのなかにあつて、例外として上位概念を占めているがごとくみえる。このことはどう説明するべきであるか。たしかに国家は例外をなすといつてよい。けれどもそのことこそが逆に

アソシエーションの原則を可能にしているのである。すなわち、かかる原則を可能にし、これを現実に確保しているのが国家（というアソシエーション）の固有の役割である。というのはアソシエーションのすべてが、いかに洗練された自己固有の「地位と特質」を獲得し、自身にとってへもつとふさわしい機能Vを展開し、ますますコミュニティに対するサービスをへ入りあるものVにしようとも、それだけの内的条件をもって直に多集団社会におけるアソシエーションの全部が調和と秩序の関係を保つとはいきれないからである。むしろここにあげた諸条件はアソシエーションが相互に調整されるための先要条件にすぎないと考えるのが妥当であろう。どの一つのアソシエーションも爾余のアソシエーションの模型たりえず、いわば、諸多アソシエーションの集団的デモクラシーがあるのみとするならば、これらアソシエーションが相互に調整されるためには、調整作用そのものを目的とするアソシエーションが当然必要となる。ここに国家（というアソシエーション）の存在理由がみいだされるのではあるまいか。国家は、本質的にいって、「調整」を目的とするアソシエーションである。国家は調整機関である。

国家のもつ「政治的」性格は、かかる調整作用のあらわれにはからない。国家は、集団的次元において、アソシエーション（を含む一切の形態の集団）間の調整をなすのみでなく、個人的次元において、個人的規制をも行うことはいうまでもない。すなわち国家はコミュニティの自己統制機関として、コミュニティに展開される社会生活であるかぎり、集団としてであれ、個人としてであれ、そのいずれにせよ、国家の作用はかならず滲透しているわけである。（その影響範囲において他のアソシエーションにみられない普遍性を国家は保有するが、ここでは立論の焦点が主として集団的次元にあるがゆえに、とくにアソシエーションとの関連が主として問題となることはくりかえしのべてきた通りである）。ともあれ、一面においてアソシエーションが自己の真正な地位と役割Vを発見し・保持し、もつて社会秩序や社会調整の進路の妨害となることを止めるとともに、他方、国家はこれらアソシエーション間のデモク

ラシーを集団間のフナーキーに終らせることのないように調整の役割を果さねばならないのであり、また、果すことが可能となるであろう。そもそもアソシエーションにして、自己に本質的な機能を発揮し、かくして、 \wedge 矛盾と相剋 \vee をこえて、自己統制的になつてゆくならばゆくほど、国家は「いっそう調整的な性格をおびるようになり、ますます指導機関 a directive agency」としての性格を稀薄化させてゆくであろう」⁽⁷⁾ことは原理だからである。

- (1) R. M. Mackler, *The Web of Government*, 53 p. 428. 邦訳500頁
- (2) *Ibid*, pp. 428—429.
- (3) , *Community*, pp. 249—299.
The Elements of S.S., pp. 76—111. 邦訳121—171頁
- (4) , *Community*, p. 250.
- (5) , " , p. 251.
- (6) , " , p. 257.
- (7) , *The Elements of S.S.*, p. 88. 邦訳138—139頁

III

国家は政治的アソシエーションである。しからは「政治的」価値とはいかなる価値であろうか。このことは非常にむずかしい間であるが、端的にいえば政治は直接創造に係る価値でないということであろう。それは人間が \wedge 目的—価値 \vee の追求と実現にむかうにさいし、便益と助長をあたえる \wedge 手段—価値 \vee なのである。政治概念が究極するところ \wedge 手段—価値 \vee （すなわち、政治価値の第二次性）であることが認識されるようになったのは、近代のデモクラシーの確立を俟ってはじめて可能となったのであって、人間歴史はある意味において、かかる事実のための苦斗の過程であったともいえるであろう。政治はいかなる意味においても直接的創造の領域に入りえないのであって、したが

って、政治的アソシエーションとしての国家がかかる側面から個人や集団を支配することができないことも当然である。とすれば、国家は個人や集団が営む創造作用に奉仕することに、まさにその本領があるとせねばならない。しかもこのような「政治」的価値（したがって、政治的作用）はすべての社会生活の領域にふれているのであって、かかる見地よりすれば「政治」的価値はある普遍性をもつといわねばならない。（国家は普遍的法律を通して作用する。そして国家は、共通の幸福 *common welfare*—共存存在 *common existence* にとつてさへ—にとつて、本質的的目的是もし例外を許したならば確保されたいであろうということをみいだすであろう⁽¹⁾と）。このことは一体なにを意味するであろうか。そもそも第二次の価値としての政治価値が、なにゆえに普遍性をもつのであろうか。根元的には、個人がもつ社会価値が分化したがって、それら分化した価値を追求するための組織体としてのアソシエーションが多元化した結果、これらを調節する必要をみるにいたったからにはかならない。（この意味において、「政治」的価値は顕著に集団的次元において論及される必要がある。とすれば、国家対個人の関係において、政治作用を概念し、例えば国家をもつて一ケの規制機関であるとすれば政治作用の一側面にすぎず。現代社会においては集団的次元における集団的調整作用をとくに注目する必要があるとせねばならない。）

ところで、このことは政治価値が爾余の社会価値に対し \wedge 優位性 \vee をもつに至ったのではなく、むしろ逆に政治価値を手段価値として必要とすれば社会価値が増大したことを意味するまでのものである。とすれば政治的アソシエーションとしての国家の「地位と役割」も、かかる観点から説かれねばならないことも当然である。さて、さきに、政治的価値は手段としての価値であるとのべたが、その本質は「秩序の確立と保持」ということである。（「国家は本質的に一つの秩序—創造の組織 *essentially an order-creating organization* である。それは秩序確立のため存在するが、もちろん、秩序のために然るのでなく、秩序の基盤を必要とする生のすべてのポテンシャルイイのために然るのである」⁽²⁾）。そして、秩序はそれ自体目的でないことは政治価値の当然の結果であるが、秩序がなければ自由もまた存しないことになる。およそ

アソシエーションはすべて「社会的」自由のうちのみ、自己の本質を開花するものである。それらは自由をもって自己の創造作用の根底とする自発的ボランタリアソシエーションであると考えてよいのである。(自由は創造の源泉である。自由の存する処、創造もまた存する。自由は創造の基礎である spontaneity と initiative を保証するものである)。かくして、国家は社会秩序の保持と発展のための根本的なアソシエーションであって、かかる目的のためにその中心的制度(すなわち、政府)がコミュニティの結合された権力を附与されているわけである。より定義的にいえば、「その中心的制度(政府)が人々の間に承認された権利・義務の本質体系の保全と発展をひきうけるごとく組織された人間の団体は、本質的にいって国家と称せられる」といってよいわけである。社会的秩序(具体的には、権利・義務の有効な体系)があることによって、社会的自由が可能となり、一切の自発的アソシエーションが拠って立つ基礎となる。

(「コミュニティの内部における秩序は、コミュニティの必要に役立つかぎりにおいてのみ正当化されるのである。秩序は秩序のための秩序に非ず、保護と保全と発展の of protection and of conservation and development のための秩序である。……秩序の真の政治的概念は保護の概念に帰着する」)⁽⁴⁾であって、「コミュニティの組織権力としての国家は、自己の成員全部の権利の保護者である。そしていかなる他の権威の名においてであれ、その成員が害されることを許さないのである」⁽⁵⁾と。かくして、自己に固有なる関心を政治的介入や指図をうけることなく追求する権利を主張する多くのアソシエーションが存在する社会——それは多様な人間集合体で沸騰している現代社会にはかならない——のなかに国家は自身の正当にして独自のな地位をみいださなければならない。

さきにもふれたごとく、国家(のもつ政治的価値)の普遍性はすべてのアソシエーションに浸透しているわけであるが、さらばといつてこれらアソシエーションが、そのゆえをもって、国家のなかに没入してしまふと速断するならば、それは大きな誤解となる。(例えば、イェーリングの言葉として「教育は以前なんであつたか。私的仕事であつた、つき

にそれはなんであったか。アソシエーションの仕事であった、然うして現在はない。国家の仕事である、……か
 くのごときが社会目的の歴史的脚立である」と。(6) けれども、かかる発展の過程が事実と相違することは明白であつて、例えば血族
 の結合性の崩壊に伴つてかかる役割が一部分は国家によつて、他の一部は宗教団体に引継がれたこともあろう。けれども本質的に
 は国家・教団と無関係に教育のためのアソシエーションの働く広大な余地が残されているとせねばならない。ところで、秩序の
 概念は拡大して保護の概念となると同じように、保護は保全と発展の仕事により広義の意味をみいたすことはさき
 もふれたとおりである。さらに国家は、いかなる他の組織体も企図しえず、また、企図しても到達することができな
 い方法において、例えば資源を支配し、保全するか、あるいは発展させるであらう。つまり、自然所産を目先の利益
 のため浪費しようとする、より近い利己的目的を否認することができる。かく考えてくるならば、国家は二次的ア
 ソシエーションでありつつも、それが基本的アソシエーションであることの意義も明かになるであらう。政治的アソ
 シエーションとしての国家の役割はおよそ以上のごときものであり、したがつてそれら役割が国家の本質でもあるわ
 けである。かくのごとき国家にしてはじめて諸多のアソシエーションのなかの一つでありつつも、それらアソシエ
 ションの「調整機関」たりうるわけである。

もし近代国家の機能について、その一覧表をつくるとすれば、それは想像を絶するものとなる。(国家機能につ
 て、マッキーパーは『近代国家論』⁽⁷⁾において、A秩序V、A保護V、A保全と発展Vの三つのヘッディングを相対応さ
 せながらかなりくわしい表を呈示しているし、『政府論』⁽⁸⁾においては、条件の変化に伴つて政府機能がいかに変化
 するかという観点に立つて、「政府の活動をA文化的機能V、A一般的福祉機能V、A経済統制機能Vの三つに分け
 て考察している。いずれにせよ、国家機能の洩れなさを作成することは不可能であらう。国家機能自体不斷に変化
 している。かく国家機能の様態は複雑である。けれども国家は一つのアソシエーションとして、ある特殊の目的を

現のための組織体であるから必ず「核心的な」機能がなければならぬのであって、国家機能の多様性と流動性に幻惑されて機能的観点からする規定を断念するとすれば、社会学の考察としてきわめて不満足のものといわねばならない。核心的機能は存する。これまで縷々のべてきたように、 \wedge 秩序・保護・安全 \vee （およびこれに類する諸事項）であって、「外的要請にむけられないで、その価値が外部的行動からでなく、遂行者の真摯と確心からでてくるところの諸活動を規定する規則を判定するには不適當である」といわれるように、国家機能の特質は \wedge 外部性 \vee externalityにある。国家が人間社会生活の内部に入るとすればまさに邪道である。人間の社会生活は個人の \wedge 自発性 \vee と \wedge 主动性 \vee によってのみ価値創造の場となりうるのであって、かかる自発性と主动性の源泉としての社会的自由を確保すべく、国家はその外部条件を完遂するのであって、かかる営みが秩序であり安全であり保護であつたわけである。かくして「政治的」価値は、あらゆる社会的価値に係り合う底の普遍性をもつが、それは外部条件としてのみ然るのであって、それらに侵入したり、あるいは介入したりすることは認められないという明白な限定をもつわけである。

これら二条件、すなわち \wedge 普遍性 \vee と \wedge 外部性 \vee を具備するかぎりの第二次的価値が政治的価値なのである。政治的価値にして然とすれば、政治的アソシエーションとしての国家の性格も自ら明かとなる。いずれにせよ、かかる国家のみが諸多のアソシエーションを調整しうるのである。もし国家による調整がないならば、集団対立の深刻化、一集団による他集団の搾取など、さらにはコミュニティそのものの統一さえも破壊されることになる。もちろんそうはいっても、国家機能、したがってその中心制度としての「政府の機能を論ずるに当っては、政府がけっしてその活動を時代の要求に対し、公平に適応させる自由な執行者でないことを記憶しておくことは賢明である。すべての政府は利益の複雑な斗争にまきこまれ、この斗争において、いずれかに味方し、どちらか勝利する側にその地盤をうつし有利になるように機略を用い、そうして、そのすべてを通して政権を維持しようとする。一切の政府は多少とも日和

見有的である。それはその支持者の緊密な団体を進んで離間させようとしなさい。その反対者たちをつよめるような行動も敢てしない。それは社会状態にしたがって、ある限度までは世論に左右される。その諸々の成果は、その成功も失敗もともにそれを支える世論の団体の成果でもある」といわれるように、政府（したがって、国家）が純粹中立概念として、第二者の性格を終始堅持するものでないことは承認されねばならない。ここに政府と政党の關係の成立をみるわけであるが、政党にせよ組合にせよ、それら任意的アソシエーションはその主義主張に忠実なもの、あるいは、特別の利益によってそれにむすびついているものだけを包含するに對し、政府のばあいは、どんな政策をうち出そうと、それに反対する多数の市民が存在するは必定であろう。反対する市民の団体は存在するわけである。

かくみてくるならば、国家の意志にくらべ国家を維持する意志がはるかに根本的であって、国家自体より国家を支持する意志がはるかに決定的であるといわねばならない。とすれば、国家に調整機能 \vee を与えるのは、国家もまた政治的委任のもとにおかれているからにはかならない。このようにして、国家は調整機能としての社会生活の「統合と調和」を招来せしめるものであるが、そのばあい国家が―したがって、その中心機関としての政府が―うけねばならぬ制限はつぎのとおりである。すなわち、(1) それは国家の成員の意見や信条を尊重し、強制することをさしひかえねばならない。その例外はかれらの意見や信条が、他人が自発的に要求する同一権利の自由の表明を否認することを要求するばあいである。(2) それは(1)のべた基本的権利を直接・間接に統制によって危くするような方法において、また、その程度にまで人間の具体的事項、とくに経済的活動に対する統制を拡大してはならない。」ということである。アソシエーションとしての国家の本質からくる当然の限界である。このことは単に多元論者としての社会学者のみならず、パーカーのごとき政治学者によっても明かに承認されているところであって、彼は国家概念を法的アソシエーション \vee と規定して、つぎのようにのべる。すなわち「国家がふれない、あるいは、社会的なもの \vee がいわば法的なもの \vee に転落し、その結果として

法的意義を招来するごときばあいにはのみふれるような、社会生活の巨大な領域が存在する。例えば、財産の解釈や処置のごとき法的問題を宗教団体の存在と行動が惹起するばあい、国家がこれにふれることを余儀なくされるにしても宗教が内的且精神的問題たるかぎり国家は宗教にふれないであろう。その理由は、国家がその本性上つねにそれを通して行動する法が本質的に画一的規則の問題にして——外的行動の統制のための——宗教活動の内的性質には無関係であり且適用できないところのものである」と。ここでは一例として宗教団体があげられているが、社会はもともと自発的な形成と活動、すなわち、自発的アソシエーションの広大な領域であって、それらは各自自的に自身を形成させているのであって、国家の創造活動の所産でないことは明かことである。それゆえ「国家という法的アソシエーションの行動は………創造の行動ではなく、承認の行動である」⁽¹⁴⁾といえ、その端的な表現とならう。

ファイルドが「これら集団が相当程度の調和性をもって共存しうるようにあるべきとは、満足的な社会の一条件であり、その目的のためにこれら諸集団に優越する権威の承認が必要であるようにおもえる、あるいは、少くとも、高度にのぞましいもののようにおもえる。そのことが国家存在の所以であり、その機能は諸目的の調整として定義できる」⁽¹⁵⁾となしているのは、やや誤解をまねく嫌いが無いが、国家の機能が諸目的——諸集団すなわち諸アソシエーション——の調和にあり、国家を調整機関と概念しているを知る。さて、いま、やや誤解をうける嫌いがあるといったのは、その引用中「これら諸集団に優越する権威の承認云々」という語句のもつ意味を指示しているわけであるが、国家が調整機関であるからといって、他の集団（アソシエーション）に優越するものでないことはこれまでくりかえしのべてきたところである。⁽¹⁶⁾この点に関し、ラスキの所論は参考になる。ラスキは以下のごとくのべる。すなわち「かくして国家は共通生活の豊富化を目ざす人間の仲間関係である。それは他のアソシエーション、すなわち、教会・労組・その他と同じように一つのアソシエーションである。それが他のものと異なるのは、その領土の範囲内に住むすべての人に、成員たることが強制さ

れる点と、それは最後の手段として、その成員に義務を強制しうる点である。しかし、その道徳的性格は他のいかなるアソシエーションのそれと変りがないのである。人が友人に忠実を要求すると同じきびしい条件で、国家は忠誠を要求する。国家は成員が善と考えるというものをあたえるかで判断される。結局のところ、国家が支持をけるのは、国家が公言する理論的プログラムのせいでなくて、普通の市民が国家意志への服従が自己の幸福に必要な条件でなると知覚することによるだろう。国家はその福祉の保護にとめることを彼等に保証してやらねばならぬ。彼等とその実現の証拠があたえられていないかぎり、国家には彼等の忠誠を要求する道徳的権利は存しないのである」と。ここには国家の相対性、すなわち、国家の他集団(アソシエーション)に対する同位性の明白な陳述に接するわけである。かくして、多集団社会としての現代社会は、これを構成する諸集団であるアソシエーションがますます自己の真正な特質の顕現にとめるとともに、これらアソシエーションの一つである国家によって調整されてゆくことによって、一つの連帯と調和を保つことができることになるであろう。国家がその調整作用の限界を守るかぎり、同位関係にある諸アソシエーションの一つであることは論を俟たないのであって、国家の真正な機能も帰着するところ、このような限界を確認し、これを遵守してゆくことにはかならない。(結論として、バーカ―のつぎの言葉をあげたい)⁽⁴⁷⁾。国家とその法は一般幸福の生活 *the general good life* のために存するということ。つぎに、国家と法が一般的幸福生活のためになしうることをすべては力による究極的制裁によって外的行動の正規的実行を確保することであり、かくすることによって、自身の内在的動因によって進行する幸福生活の内的運動のために外的機構を設定することである」と。

- (1) L.T. Hobhouse, *The Metaphysical Theory of the State*, '51 pp.89—90.
- (2) R.M. MacIver, *The Modern State*, '50 p.179.
- (3) Community, p.32.
- (4) The Modern State, p.185.
- (5) The Metaphysical Theory of T.S., p.89.
- (6) The Modern State, p.166.

- (7) Ibid. , pp.189—192.
- (8) , The Web of Government, p.317. 邦訳370頁
- (9) M. Weber , Wirtschaft u. Gesellschaft, '22 S.30.
- (10) , The Web of G. , pp.318—319. 邦訳372頁
- (11) Ibid. , pp.317—318. // 370—371頁
- (12) , The Eelements of S.S. , p.80. // 127頁
- (13) Ernest Barker, Principles of Social & Political Theory '56 p.69.
- (14) Ibid. , p.73.
- (15) G.C. Field , Political Theory , '56 pp.195—196.
- (16) H.J. Laski , A Grammar of Politics, '57 p.37. 邦訳67—68頁
- (17) , Priciples of S. & P. T. , p.47.